

《法人の交際費等損金不算入制度が改正》																			
支出する交際費等の額の損金不算入額は以																			
下の通りです。																			
【改正前】																			
中小法人・・・年800万円を超える部分の金額																			
(以下「定額控除限度額」という。)																			
中小法人以外の法人・・・全額																			
【改正後】																			
(1) 適用期限を平成28年3月31日まで延長。																			
(2) 交際費等のうち次の額の50%相当額は損金の																			
額に算入。																			
飲食その他これに類する行為の費用																			
帳簿書類に所定の事項を記載すること																			
なお、中小法人は50%相当額と従前どおりの定																			
額控除限度額までの損金算入のいずれかを選																			
択適用することができる。																			
この制度は平成26年4月1日以後開始する																			
事業年度から適用されます。																			